



認定農業者の申請受け付け

市では、農業経営基盤強化促進法に基づく「認定農業者」の申請の受け付けを行います。

この制度は、自らの農業経営を計画的に改善しようとする農業者が、5年後を目標とした農業経営改善計画を作成して市に申請するものです。

計画が認定された場合、認定農業者として、市・農協等関係機関が一体となって支援します。

市内で農業経営に意欲のある農業者や経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金および収入減少影響緩和対策に加入を希望する農業者は、申請してください。

受付期間 4月1日(金)～28日(木)

申込 問 ☎農政課

犬猫の不妊手術に補助金を交付します

毎年、無秩序な繁殖のもとに産まれた不幸な子犬や子猫が、殺処分されています。また、野良犬や野良猫となって地域に迷惑や危害を加え、市にも多くの苦情が寄せられています。

市では、繁殖制限に対する意識を広く普及し、動物愛護思想を高めていくことを目的に、飼い犬、飼い猫の不妊手術費用の一部を補助します。

なお、補助金には限りがあり、年度内でも受け付けを終了する場合があります。

補助金額(不妊手術：雌のみ)

1匹4,000円

※毎年度1世帯あたり犬1匹または猫1匹に限ります。

※不妊手術(雌)のみが補助金の対象となります。去勢手術(雄)は対象となりません。

補助の要件

①市に住民登録をしている人

(外国人登録法に基づいて登録されている人を含む)

②4月1日以降に犬または猫の不妊手術を受けた人

③世帯の構成員に市税の滞納がない人

④販売、その他営利を目的とせずに飼育する犬および猫が受ける手術であること

⑤犬の場合は、市に登録をし、平成28年度の狂犬病予防注射を受けていること

申請方法 手術日から30日以内に、申請書に証明書または領収書を添付して提出してください
※先着順で受け付けます(予約不可)。

申請場所

- ・三和庁舎環境課
- ・古河庁舎市民総合窓口室
- ・総和庁舎市民総合窓口課

【郵送の場合】

〒306-0198古河市仁連2065 環境課 宛て

※申請書は、市内動物病院または上記申請先の窓口にあります。また、市公式ホームページ(暮らしの情報>ごみ・環境・ペット>ペット)からダウンロードできます。

問 ☎環境課

浄化槽を設置する場合補助金が交付されます

市では、生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、これから新しく専用住宅に合併処理浄化槽を設置する人に補助金を交付しています。

また、既設単独処理浄化槽(10人槽まで)を撤去して設置する場合は、浄化槽設置費補助金の他に9万円を限度額とした上乘せがあります(一部条件があります)。

なお、公共下水道認可区域および農業集落排水採択区域は補助の対象になりません。

■浄化槽設置費補助制度

[人槽区分、設置基準(延べ床面積)、補助金額の順]

【5人槽】

140㎡以下、29万4,000円

【6人～7人槽】

140㎡超、34万2,000円

【8人～10人槽】

二世帯住宅、45万9,000円

受付開始 4月1日(金)から

※補助金が、予算額に達した時点で受け付けを終了します。

※浄化槽設置工事完了後に補助金交付申請は受け付けできません。必ず工事着工前に申請してください。

申込 問 ☎環境課

ごみ出しのマナーを守りましょう

ごみ集積所は多くの方が利用します。マナーを守って正しく利用しましょう。

①ごみを出す時間を守りましょう

古河地区：午前8時30分まで
総和・三和地区：午前8時まで

②分別を守りましょう

決められた曜日に、きちんと分別をして出してください。

③透明・半透明のごみ袋で出しましょう

透明・半透明(中身が見えるもの)の袋を使用し、袋の口はしっかり結んで集積所へ出してください。

※レジ袋は不可。

問 ☎環境課

市公式フェイスブックを開設しました

古河市の魅力を積極的に発信し、災害時の迅速な情報発信に活用するために、古河市公式フェイスブックページ(<https://www.facebook.com/古河市-1138494102837065/>)の